

**SUPER JOINT CUP  
SAILING INSTRUCTIONS**

**1. 規則**

本レースには、『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。

**2. 競技者への通告**

競技者への通告は、KYC と OHYC に設置された公式掲示板に掲示される。

**3. 出艇申告**

出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース受付に提出すること。

**4. 帆走指示書の変更**

帆走指示書の変更は、当日の出艇申告受付開始前に掲示される。

**5. 陸上で発する信号**

- 5-1 陸上で発せられる信号は、出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、両クラブ前のポールに掲揚される。
- 5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。
- 5-3 Y 旗が陸上で掲揚された場合、レースのためハーバーエリアから出港後、レース後ハーバーエリアに帰港する間すべてに規則 40 を適用する。これは第 4 章前文を変更している。

**6. レース日程**

6-1 レースは 1 レースを予定する。

6-2 平成 30 年 11 月 11 日(日)	09:00~09:30	受付、出艇申告
	09:20	艇長会議
	10:55	予告信号
	15:00	表彰式(関西ヨットクラブ 2 階)

**7. クラス旗**

クラス旗は KYC クラブ旗を用いる。

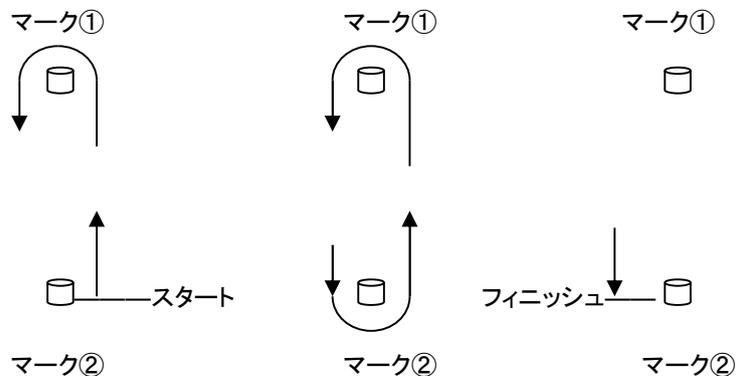
**8. レースエリア**

大阪湾西宮沖水域

**9. コース**

9-1 コースは下図の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

スタートーマーク①ーマーク②ーマーク①ーフィニッシュ



9-2 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

## 10. マーク

- 10-1 マーク①およびマーク②はオレンジ色の直径約 1.5m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。
- 10-2 指示 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク③は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

## 11. スタート

- 11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。
- 11-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。
- 11-3 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。
- 11-4 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

## 12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは規則 33 を変更している。

## 13. フィニッシュ

- 13-1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。
- 13-2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークとの間とする。

## 14. タイムリミット

タイムリミットは、スタート信号後 150 分、または先頭艇がコースを帆走して 150 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

## 15. 帰着申告

レースのフィニッシュをもって帰着申告とする。

## 16. 抗議

- 16-1 抗議書は、レース本部(KYC)で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。
- 16-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16-5 指示 3、5-3、18、19、21 および 22 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

## 17. 順位、時間修正

KYC TCF(KYC ハンディーキャップシステム)に各種ボーナス係数を加算した TCF を採用し、艇の所要時間に TCF を乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間は秒単位までを計算し(少数点以下四捨五入)、同一修正時間の艇がある場合は、レーティングの小さい艇を上位とする。

## 18. 安全規定

- 18-1 Y旗、規則 27.1 および規則 40 の変更として、レース委員会はスタート後、個人用浮力用具の着用を求める信号(音響信号1声とY旗の掲揚)を発することがある。この信号は回航マークで発せられ、艇の乗員はできるだけ早い機会に個人用浮力用具を着用しなければならない。
- 18-2 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えなければならない。

## 19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

## 20. 運営艇

運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

## 21. 支援艇

チームリーダー、コーチその他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはレースコミッティーが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

## 22. 無線の使用

22-1 艇はレース中、緊急の場合を除き、無線通信を行ってはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

22-2 レースコミッティーは、OCS した艇の艇名及びセール番号、ゼネラルリコール及び延期等を VHF72 チャンネルで放送することがある。放送の順番や聞き取りの誤りは救済要求の根拠にならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 23. 賞

スーパージョイントカップ 第1位

一般社団法人関西ヨットクラブ杯 第1位～第3位

## 24. 責任の否認

この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4『レースをすることの決定』参照。主催団体等は、レースの前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 25. 緊急連絡先

本部船	090-3052-7854	横山 英博
陸上本部	0798-26-0691	関西ヨットクラブ